

平成28年 8月 1日

東海労務保険事務所  
労働保険事務組合  
西三河労務管理センター

## かんたんな労務知識

残暑の候、益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。

東海地区中小企業の景気は、業種や製品の種類により大きく差が生じている感が否めません。人手不足も解消されない局面の中、労働基準監督署は過重労働撲滅特別対策班「かたく」という新たな組織を昨年4月から配置しています。企業にとっては過重労働やメンタルヘルス等へのより一層の対策が必要となります。

### ～ H29年1月から、個人型確定拠出年金の加入者の範囲が拡大されます～

個人型確定拠出年金の加入者は、これまで自営業者の方等に限定されていましたが、企業年金を実施している企業にお勤めの方や公務員、専業主婦の方を含め、基本的にすべての方が加入できるようになります。

確定拠出年金とは … 公的年金に上乗せして給付を受ける私的年金のひとつです。  
掛金を加入者自らが運用し、掛金とその運用益との合計額をもとに将来の給付額が決定されます。事業主が掛金を拠出し実施する「企業型」と、個人が掛金を拠出し加入・実施する「個人型」があります。

メリット … 掛金が全額所得控除されます。  
運用益も非課税で再投資されます。 **3つの税制優遇措置が受けられます！！**  
受け取るときも税制優遇措置があります。



今回の改正では、加入者範囲拡大に加えて、転職した際の積立資産の持ち運びの拡充や小規模事業主による掛金追納制度も予定されています。退職金の上乗せ制度としての活用や、退職金制度の無い企業の新たなツールとして、また従業員の福利厚生増進やリクルーティングの条件見直し等からの企業イメージアップにつなげる戦略になり得るかもしれませんね。

### ～ 同月中に入社・退社した場合の社会保険料の取扱いについて ～

「H27年10月より、入社した月の同月内に退職した場合、その月の社会保険料（健康保険・厚生年金）の負担がなくなります。」という内容の改正情報を以前お伝えしましたが、実務的な内容に相違がありましたので、実際の運用について改めてご説明させていただきます。

【参考例】 8月1日入社／8月25日退社の場合

健康保険料 … 従来通り、徴収されます。必ず本人から控除して下さい。

厚生年金保険料 … 本人が退職後、月末(31日)時点で国民年金に加入、または再就職し再び厚生年金に加入した場合は、徴収されません。  
いずれにも加入しなかった場合は、徴収されます。



ただし、月末時点での加入状況にかかわらず、年金事務所は一旦、厚生年金保険料を会社より徴収します。その後、月末時点での加入が確認されると年金事務所より返還の通知が来て、会社及び本人へ返還されます。なお、本人への返還は会社を通じて行うこととなります。

退職時では月末時点での加入状況は把握できないため、念のため、厚生年金保険料も本人から控除しておくことをお勧めします。控除しない場合、本人負担分も会社が負担することとなります。

上記内容でご不明な点は、ぜひ当方までお問い合わせ下さい。

詳細は、東海労務保険事務所まで

TEL (0564) 53-0656

